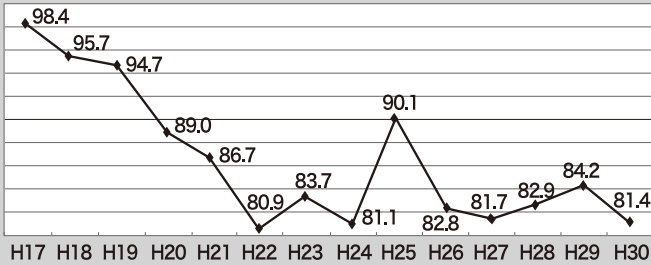


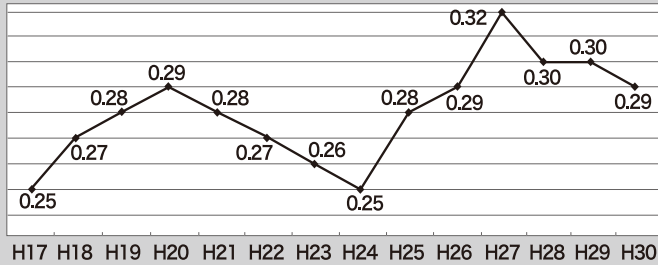
## 上毛町財政状況の分析

### ① 経常収支比率 81.4%



支出のうち、人件費や公債費など、必ず支払わなければならない経費を義務的経費といい、町税や地方交付税等、毎年度収入が見込まれ、用途が限定されない財源を経常一般財源といいます。義務的経費などの経常経費に充当された経常一般財源の割合を経常収支比率といい、この比率が100%を超えると、臨時的な歳出に対して弾力的に対応できなくなります。福岡県内市町村の平均93.1%に対して、本町は81.4%となっています。

### ② 財政力指数 0.29



地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるものです。町税など自治体の標準的な収入だけで行政を行った場合にどこまで必要経費がまかなえるかを測定する指数で、数値が「1」に近く「1」を超えるほど極めて財政力の強い団体といえることになります。福岡県内市町村の平均0.54に対し、本町は0.29と平均以下になっています。

### ③ 財政健全化4指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方公共団体の財政状況を示す4つの指標と公営企業の資金不足に関する比率を、公表することが義務づけられました。これらの指標は、地方公共団体の財政状況の悪化を早期に把握し、財政破綻を未然に防止するために活用されます。なお、各指標には、財政再建に向けた以下の基準が設定されています。

#### ◎ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るための基準です。4つの指標のうちの1つでもこの基準を超えた場合は、財政の早期健全化のための計画を定めなければなりません。

#### ◎ 財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の健全化を図るための基準です。将来負担比率以外の3つの指標のうち1つでもこの基準以上となった場合は、財政再生のための計画を定めなければなりません。

### 上毛町の財政健全化4指標は、すべて基準の範囲内であり、健全な財政運営が行われています。

#### 実質赤字比率 ⇒ 一般会計等は黒字のため該当なし

一般会計及び一般会計に準ずる会計の赤字が町の標準財政規模（上毛町において平均的な行政サービスを実施するために必要な一般財源の規模）に占める割合です。

◎早期健全化基準 15.00  
◎財政再生基準 20.00

#### 連結実質赤字比率⇒ 全ての会計で黒字のため該当なし

一般会計、特別会計及び公営企業会計など、全ての会計の赤字や黒字を合計し、その赤字額が町の標準財政規模に占める割合です。

◎早期健全化基準 20.00  
◎財政再生基準 30.00

#### 実質公債費比率 ⇒ △0.2%(前年度 0.9%)基準の範囲内

町債（町の借金）の返済金額が、標準財政規模に占める割合です。

◎早期健全化基準 25.0  
◎財政再生基準 35.0

#### 将来負担比率 ⇒ 町債返済に充てることができる資金を十分に保有しているため該当なし

債務総額が、標準財政規模に占める割合です。

◎早期健全化基準 350.0

### ④ 公営企業の資金不足比率⇒ 公営企業において資金不足がないため該当ありません。

公営企業（農業集落排水事業特別会計及び簡易水道事業特別会計）の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を表すものです。

## 平成30年度に実施された主な事業を目的別にご紹介します

| 総務費            |           |
|----------------|-----------|
| 残土受入用地整備事業     | 1,494万円   |
| 大池公園開発事業園路整備事業 | 16,844万円  |
| ふるさと納税推進費      | 271,811万円 |

| 民生費                                            |       |
|------------------------------------------------|-------|
| 上毛生き活き塾など（フレイル対策事業、生き活き講座、ノルディックウォーク教室、脳の健康教室） | 178万円 |
| 児童遊園遊具改修事業                                     | 488万円 |
| 大平保育所遊具改修事業                                    | 198万円 |

| 衛生費                 |         |
|---------------------|---------|
| 母子保健事業（乳幼児健診など）     | 637万円   |
| 住宅用エネルギーシステム設置費補助事業 | 439万円   |
| 生活用水給水施設整備事業        | 375万円   |
| 浄化槽設置事業             | 3,456万円 |

| 農林水産業費         |         |
|----------------|---------|
| 日本型直接支払推進交付金事業 | 3,913万円 |
| 国土調査事業         | 1,795万円 |
| 林業振興対策事業       | 1,638万円 |

| 土木費      |          |
|----------|----------|
| 道路維持補修事業 | 4,890万円  |
| 道路新設改良事業 | 12,919万円 |
| 橋梁補修事業   | 1,543万円  |

| 消防費           |       |
|---------------|-------|
| 公衆無線LAN環境整備事業 | 599万円 |

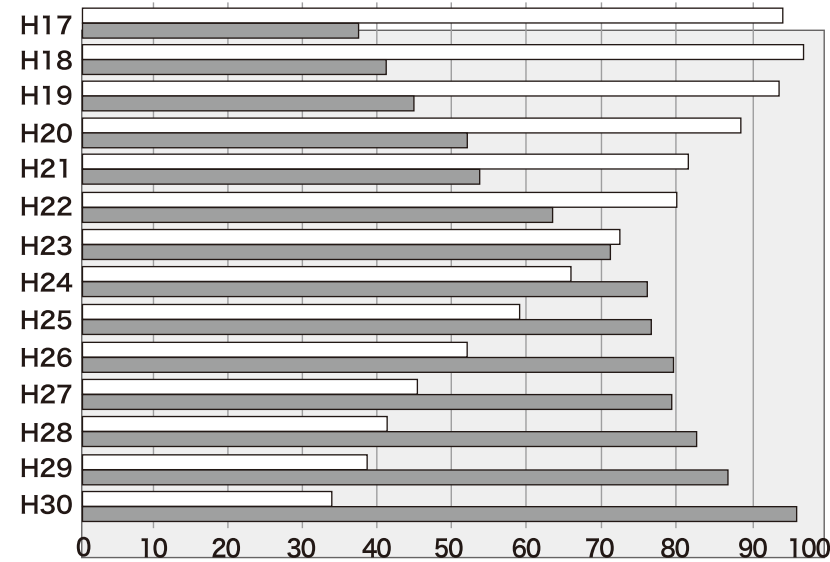
| 教育費                      |         |
|--------------------------|---------|
| 南吉富小学校外2校ブロック塀改修事業       | 1,668万円 |
| 小学校遊具設置事業                | 772万円   |
| 少年海外体験学習事業（バンコク友好の翼）     | 1,462万円 |
| 町内遺跡発掘調査関連事業（遺物整理・報告書作成） | 1,414万円 |



## 平成30年度末町債・基金の現在高（一般会計・特別会計の合計）

- 町債の残高は、前年度と比較して、約3.7億円減少し、34億1,893万円となっています。
- 基金の残高は、前年度と比較して、約10.4億円増加し、96億5,391万円となっています。

### 上毛町の町債と基金現在高の推移



平成30年度末 町債残高  
**34億1,893万円**  
■町民1人あたり 44.9万円

平成30年度末 基金残高  
**96億5,391万円**  
■町民1人あたり 126.8万円

## 平成30年度特別会計決算(7会計)

特別会計は、特定の収入（保険料や使用料など）により特定の事業を行うため、一般会計と区分して設ける会計です。

| 特別会計名         | 歳入総額      | 歳出総額       | 歳入歳出差引額 |
|---------------|-----------|------------|---------|
| 国民健康保険特別会計    | 8億5,114万円 | 8億3,815万円  | 1,299万円 |
| 後期高齢者医療特別会計   | 1億3,722万円 | 1億3,252万円  | 470万円   |
| 農業集落排水事業特別会計  | 6,177万円   | 6,087万円    | 90万円    |
| 簡易水道事業特別会計    | 2億7,444万円 | 2億7,322万円  | 122万円   |
| 奨学資金特別会計      | 1,529万円   | 1,450万円    | 79万円    |
| 住宅新築資金等特別会計   | 64万円      | 4万円        | 60万円    |
| 工業等用地造成事業特別会計 | 6,270万円   | 3,789万円    | 2,481万円 |
| 合 計           | 14億320万円  | 13億5,719万円 | 4,601万円 |

※工業等用地造成事業特別会計の歳入歳出差引額のうち、2,469万円は令和元年度に繰越しています。